

2015年市議会8月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第22号](#) 地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書
- [意見書（案）第23号](#) ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書
- [意見書（案）第24号](#) ICTの利活用によるふるさとテレワークの推進と地域活性化を求める意見書
- [意見書（案）第25号](#) 共通番号制度（マイナンバー制度）の中止を求める意見書
- [意見書（案）第26号](#) 刑事訴訟法等の改定法案の廃案を求める意見書
- [意見書（案）第27号](#) 所得税法第56条の廃止を求める意見書
- [意見書（案）第28号](#) 川内原発の再稼働中止と高浜原発を再稼働しないことを求める意見書
- [意見書（案）第29号](#) 保育士配置基準の緩和を行わないことを求める意見書
- [意見書（案）第30号](#) 国会決議を守り、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉からの脱退を求める意見書

地方創生に係る新型交付金等の財源確保を求める意見書（案）

【公明提案】

将来にわたっての人口減少問題の克服と成長力の確保の実現のためには、総合戦略推進のための財源を確実に確保し、地方創生の深化に取り組むことが必要である。

政府は平成 27 年 6 月 30 日、平成 28 年度予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となるまち・ひと・しごと創生基本方針 2015 を閣議決定した。

今後は、全国の自治体が平成 27 年度中に行うこととされている地方版総合戦略の策定を推進するとともに、国においては、その戦略に基づく事業などの地域発の取り組みを支援するために、地方財政措置におけるまち・ひと・しごと創生事業費や平成 28 年度に創設される新型交付金などによって、今後 5 年間にわたる継続的な支援とその財源の確保を行うことが重要となる。

よって、国及び政府においては、地方創生の深化に向けた支援として、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1. 地方財政措置におけるまち・ひと・しごと創生事業費と各府省の地方創生関連事業費補助金、さらには新型交付金の役割分担を明確にするとともに必要な財源を確保すること。
2. 平成 27 年度に創設されたまち・ひと・しごと創生事業費については、地方創生に係る各自治体の取り組みのベースとなるものであるから、恒久財源を確保の上、5 年間は継続すること。
3. 平成 28 年度に創設される新型交付金については、平成 26 年度補正予算に盛り込まれた「地方創生先行型交付金」以上の額を確保するとともに、その活用については、例えば人件費やハード事業等にも活用できるなど、地方にとって使い勝手のよいものにする事。
4. 新型交付金事業に係る自治体負担が生じる場合には、各自治体の財政力などを勘案の上、適切な地方財政措置を講ずるなど、意欲のある自治体が参加できるよう配慮すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書（案）

【公明提案】

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が社会的関心を集めている。

昨年、国際連合自由権規約人権委員会は、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締結国である日本に対してこのような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をした。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っている。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関する事件について違法性を認めた判決を最高裁判所が認める決定を下している。

ヘイトスピーチについては、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がなされている国もある。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねない。

よって、国及び政府においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチについて、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

ICTの利活用によるふるさとテレワークの推進と地域活性化を求める意見書（案）

【公明提案】

都市住民の農山漁村への定住願望が大きく上昇しており、政府機関の調査では、東京在住者の40.7%が地方への移住を「検討している」または「今後検討したい」と回答している。

しかし、その一方で、地方には「仕事がない」、「子育て環境が不十分」、「生活施設が少ない」、「交通手段が不便」、「医療機関が少ない」など多くの問題点も存在しているのが現状である。

その問題点を解決し、地方への人の流れをつくるためには、地方に居住していても大都市と同様に働き、学び、安心して暮らせる環境を確保できるICT環境の充実が不可欠である。ICT環境を整備することにより、どこにいてもいつもと同じ仕事ができる「ふるさとテレワーク」を一層促進することができる。

また、ICT環境を充実させれば、地域産業の生産性向上やイノベーションの創出、観光情報の発信による地方への訪問者増加などによって、地域の活性化につなげることもできる。

以上のように、地方の抱える問題点を解決し、企業や雇用の地方への流れを促進させ、地方創生を実現するためには、高速情報通信回線網の充実、中でもWi-Fi環境の整備が必要である。

よって、国及び政府においては、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

1. ICT環境の充実には高速情報通信回線網の整備が不可欠であることから、活用可能な補助金や交付金を拡充し、公衆無線LAN環境の整備促進を図ること。
2. 平成27年度からスタートしたテレワーク関連の税制優遇措置の周知徹底を図るとともに、制度を一層充実させ、拠点整備や雇用促進につながる施策を行うこと。
3. テレワークを活用して新たなワークスタイルを実現した企業を顕彰するとともに、セミナーの開催などテレワーク普及啓発策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

共通番号制度（マイナンバー制度）の中止を求める意見書（案）

【共産党提案】

全ての国民に番号をつけ、税や社会保障の情報を国が一括管理する共通番号制度（マイナンバー制度）が、平成 27 年 10 月から国民への番号通知がなされ、平成 28 年 1 月からは一部運用されようとしている。そして、第 189 回国会においては、銀行口座や健診結果などにも対象を広げるための法改正が審議中であり、医療分野への利用拡大、民間分野での利用の加速化など、さらに拡大されようとしている。

しかし、このマイナンバー制度に対しては、今、多くの国民から急速に不安と批判の声が広がっている。弁護士や市民でつくるグループはプライバシーを保障した憲法に違反することなどを主張して、マイナンバーの使用差し止めを求める訴えを全国 7 か所で一齐に起こす方針も固めている。

日本年金機構において 125 万件もの個人情報流出が起これ、マイナンバー制度でも同様の情報流出が起これない保証はない。マイナンバー制度のようにより多くの情報が集積されれば、サイバー攻撃などのリスクも高まり、もしも流出すれば国民に甚大な被害をもたらすことは明らかである。

また、マイナンバー制度では、従業員の給与から税や社会保障費の天引きを行う全ての事業所で個人番号を使うことが義務づけられていることから、中小零細な事業所では、システム変更や整備、情報管理の費用などが多大な負担となる。

以上のような問題点が明らかとなってきたことから、国及び政府においては、マイナンバー制度に基づく 10 月からの番号通知及び翌年 1 月からの運用開始を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

刑事訴訟法等の改定法案の廃案を求める意見書（案）

【共産党提案】

第 189 回国会で審議が行われている刑事訴訟法等改定案は、冤罪の根絶のため、捜査の全過程の録音・録画による可視化、捜査機関の手持ち証拠の全面開示制度の導入を求めてきた冤罪被害者と多くの国民の期待に応えるものとはなっていない。

今、求められているのは、捜査機関から独立した第三者機関を設け、繰り返されてきた数々の冤罪事件とその原因を検証・究明し、刑事司法の構造的問題を抜本的に改革することである。ところが法案は、可視化の対象事件を全事件のわずか 3%にとどめ、しかも取調官の裁量的判断による広範な例外を認めるものである。

取り調べの可視化は、憲法第 38 条の黙秘権の実効性を保障するものとして、全事件、全過程の録音・録画を、捜査機関に対して直接義務づけるものとするのが当然である。

一方、刑事訴訟法等改定案で新たに導入されようとしている司法取引は、自らの罪を免れようと他人を罪に陥れる危険性を本質的にもっている。衆議院における参考人質疑では、長く司法取引を行ってきた米国で、取引に応じた密告者の供述によって重罪とされながら後に DNA 鑑定によって無実が判明する事件が相次いでいるという深刻な実態が明らかになっている。

また、捜査機関による盗聴の拡大は、犯罪に無関係の通信をも根こそぎつかむ盗み聞きである。憲法第 21 条第 2 項が保障する通信の秘密、第 13 条が保障するプライバシーの権利は、盗聴によって一たび損なわれれば取り返しがつかない。これは、明白な憲法違反である。

現行の通信傍受法は、1999 年に厳しい国民的批判に国会が包囲される中、対象を 4 種の組織犯罪に限定し、通信事業者の常時立ち会いを求めるという修正を加え、与党による強行採決によって成立した。それを捜査機関にとって使い勝手が悪いからと取り払い、対象犯罪を一般的犯罪にまで拡大し、常時立ち会いをなくせば、重大な人権侵害をさらに広げ、盗聴を日常的な捜査手段とする「盗聴の自由化」につながりかねない。

よって、国及び政府においては、冤罪防止の原点に立ち返り、捜査の適正化を保障する観点から新たな制度の問題点や見直しの必要性を検証するために、本改定法案を廃案とするよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

所得税法第 56 条の廃止を求める意見書（案）

【共産党提案】

日本の経済や地域の経済は中小企業によって支えられている。まちづくりにおいても中小企業は、地域の安全、伝統や文化の継承、コミュニティづくりに重要な役割を担っている。しかし、所得税法第 56 条は納税者が生計を一にする親族に支払った賃金その他の対価を必要経費に算入できないこととしており、中小企業を支える家族従業者の働きを認めていない。

戦後の税制度は直接税中心の税制度としてスタートし、所得税と法人税が基幹税となっている。しかし、この第 56 条は戦前の家父長制の考え方に基づく非近代的な税制の一つとして残ってしまっている。

労賃が必要経費として認められないことにより、配偶者が年 86 万円、それ以外の親族は 50 万円が控除されるだけで、最低賃金にも満たない額である。この状況が中小企業における低単価、低賃金や低い年金など劣悪な社会保障の要因になっている。また、家族従業者は働いているとは認められず、住宅や車のローンが組めない、保育所の入所審査が厳しくされるなどの影響を受けるため、後継者不足にもつながっている。

同法第 57 条で一定の記帳義務を条件に、税務署から青色申告の承認を得た場合にのみ家族従業者の賃金を必要経費に算入することができるが、これは税務署長の判断で、いつでも一方的に取り消すことができる特例条項にすぎない。

現在は、会計知識の向上、パソコン会計の普及などにより、青色申告と白色申告との間に実質的差異はなくなっており、2014 年 1 月に全事業者に記帳が義務づけられたことで、記帳義務強化のための差別的条項の第 56 条の根拠もなくなっている。

国際連合女性差別撤廃委員会でも「一人ひとりの人間としての存在が認められていない」と指摘されている。家族従業者の賃金は経費として認めることが国際的な流れになっている。

よって、国及び政府においては、差別的で人権侵害の所得税法第 56 条を廃止するよう求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

川内原発の再稼働中止と高浜原発を再稼働しないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

九州電力川内原発再稼働の強行に続いて、関西電力高浜原発3号機でも再稼働に向けた原子力規制委員会による使用前検査が始まった。

稼働に向け電力会社が原子力規制委員会に審査を申請している原発は、既に全国で20基を数える。

原発は運転を開始すれば、高いレベルの放射性物質を含む使用済みの核燃料がたまり始めるが、使用済み核燃料からプルトニウムを取り出して再利用する技術は確立しておらず、高いレベルの放射性廃棄物が含まれる「核のゴミ」を処理する場所も方法も決まっていない。トイレのないマンションと言われる廃棄物対策の行き詰まり一つとっても、原発再稼働が許されないのは明らかである。

政府は、「新規規制基準に適合した原発の再稼働を進める」と言うが、原子力規制委員会の田中委員長自身も「この基準に適合しても重大事故が起きないとは言えない」と明言しており、新規規制基準がアメリカ、ヨーロッパの基準よりも劣っているなど、世界で最も厳しい水準という政府の主張が事実と反することは国会で何度も指摘されていることである。

しかも、事故が起きることがあり得るため、地元自治体は避難計画をつくるよう指示されているが、原発過酷事故での避難計画や防災計画において実効性のある計画の立案は困難で、特に高齢者や身体障害者など自力での避難が困難な要援護者の避難についても国からの支援はなく、どの自治体も現実的かつ合理的な避難計画を立てることに苦勞しているのが実状である。しかも、国際的には常識となっている住民の避難計画も再稼働の条件の対象外である。

福島原発事故を経験した日本が今取り組むべきことは、省エネの徹底と再生可能エネルギーの計画的な導入による「原発ゼロの日本」を実現することである。

よって、国及び政府においては、川内原発の再稼働を中止させ、高浜原発についても再稼働を認めないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

保育士配置基準の緩和を行わないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

保育士不足を口実に保育士配置基準を緩和する動きが強められている。

政府は平成 27 年 4 月から保育士確保が難しい地域で、朝夕の子どもが少数である時間帯に保育士を現行の 2 人から 1 人にすることを認める事務連絡を通知した。

厚生労働省保育課は、「例年以上に保育士確保が難しいとの声があったため、今年度に限って認めることにした」と説明しているが、例年以上の根拠も示されていない。

保育者 2 人のうち 1 人を無資格者に置きかえることについて、「研修を受けた保育ママなどで、全くの無資格者ではない」としているが、事務連絡では保育施設の十分な業務経験や家庭的保育者等としているだけで、結局は自治体任せとなる内容である。

さらに、政府は 4 月からの規制緩和に続いて、「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月、閣議決定）にも「来年度以降のあり方について本年度中に結論を得る」と盛り込んでいる。

厚生労働省保育課は「実施状況を検証の上、検討を進めていく」としているが、保育所の朝夕は子どもの健康状態などについて保護者と保育士が意思疎通を図る登園やお迎えの時間帯であり、保育士が 2 人を下回ってはいけないという最低基準は、子どもの発達の保障や安全のための最低限のものである。保育園における児童の死亡事故が相次ぐ中で、一人ひとりの子どもに目が行き届く専門職である保育士の体制強化が求められている時に、保育士の確保が厳しいということで規制緩和を行うことは本末転倒であり、許されないことである。

よって、国及び政府においては、保育士配置基準の緩和を行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

国会決議を守り、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉からの脱退を求める意見書（案）

【共産党提案】

去る 2015 年 7 月 31 日（日本時間 8 月 1 日）に終了した環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）交渉閣僚会合は、目標としていた「大筋合意」に至らず継続審議となった。

今般の交渉で看過できないのは、政治決着に向け、日本政府が農産物重要品目などで大幅譲歩を見せたことである。伝えられるところによると、米国に対しては無税のミニマムアクセス（最低輸入機会）とは別に、米国産米の輸入を増やす無関税輸入枠を新設する。政府が一手に輸入している小麦については、メーカーへ売り渡す際に上乗せする輸入差益（関税に相当）を圧縮する。牛肉の関税は、現行の 38.5%から協定発効 15 年目以降は 9%程度へ削減する。輸入急増時に関税を引き上げるセーフガード（緊急輸入制限）の発動基準は、高く設定する。豚肉の関税は、低価格帯では現行 1 kg 当たり最大 482 円を段階的に 50 円へ削減し、高価格帯では、現行の関税 4.3%を段階的に削減・撤廃する。乳製品は、米国、オーストラリア、ニュージーランド 3 カ国に生乳換算で年間 7 万トン程度の低関税輸入枠を設定するなどである。

これらの報道が事実であるとするならば、2013 年 4 月の衆参両院の国会決議「米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすること」については、総崩れに近い状態であり、国民に対する重大な背信行為であると言わざるを得ない。さらに国会決議では「農林水産分野の重要 5 品目の聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする」とも求めている。

こうした国会決議を守れるかどうかは、日本の民主主義の根幹に関わる重大な問題である。

また、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）は、農業の存続を危うくして日本の食糧自給を脅かすだけでなく、地域経済、国民生活にもはかり知れない打撃を与えることが明らかにもなっている。

よって、国及び政府においては、国会決議を守り環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）の交渉から直ちに脱退することを求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。